

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社今給黎建設

業者の住所 : 鹿児島県枕崎市鹿籠麓町158

2 指名停止措置期間 : 令和3年2月9日～令和3年2月22日(2週間)

3 指名停止措置の範囲 : 九州新幹線建設局管内

4 事実概要

本件は、株式会社今給黎建設が、民間発注の道路雑木伐採作業にて、令和元年6月25日、伐採作業現場で伐木作業を行うに際し、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知しなければならないにもかかわらず、同合図を定めず、伐木作業から生ずる危険を防止するための必要な措置を講じなかったため、労働者1名が死亡する工事事故を起こしたとして、令和2年5月2日、労働安全衛生法違反で同社及び同社現場代理人が、加世田簡易裁判所より罰金刑を受けたものである。

5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第1第8項(下記参照)に該当する。

別表第1 当該地方機関の施行地域内において生じた事故等に基づく指名停止基準

停止事由	停止期間
1～7 省略	省略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	認定した日から2週間以上2か月以下

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)